

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	松本市 市県民税賦課業務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、市県民税賦課業務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松本市長

公表日

令和7年12月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム3	
①システムの名称	ダウンリカバリーシステム
②システムの機能	・本番環境と同様の環境を備え、障害時等に照会、証明発行等の臨時代替運用を行える。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム4	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・申告データの審査と管理 ・申請・届出データの審査と管理 ・申告データの連携 ・特別徴収税額通知データの連携
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (一般社団法人地方税電子化協議会とLGWAN回線で接続)
システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携データ照会業務 ・団体間回送業務 ・マスター管理業務
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (一般社団法人地方税電子化協議会とLGWAN回線で接続)
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	返戻管理システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書等の返戻処理を行う。 ・公示送達者の管理
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

システム7	
①システムの名称	申告受付システム
②システムの機能	・申告の受付に伴い、確定申告書や市県民税申告書等の当初賦課資料の管理を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム8	
①システムの名称	番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	①宛名管理機能: 既存業務システムから住民登録者データ、住民登録外者データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名DBに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能: 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能: 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基ゲートウェイシステムへ送信する。 ④情報提供機能: 各業務で管理している番号利用法別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能: 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム9	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能: 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 ②情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 ③情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 ④既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 ⑤情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 ⑥情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 ⑦データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 ⑧セキュリティ管理機能: セキュリティを管理するための機能 ⑨職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 ⑩システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 当初資料ファイル、2. 障害者関係ファイル、3. 生活保護関係ファイル、4. 年金特徴ファイル、5. 課税台帳ファイル、6. 事業所情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事業所や家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者で、給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書又は市県民税申告書の提出があった者及びその扶養親族、課税調査対象者
その必要性	課税資料をもとにした適切な課税を目的としているため、その目的達成のために報告書等に記載されている特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (技術的事項(エラーコードなど))
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号:対象者の正確な特定、及び提出された資料に記載された情報保有 ・4情報:個人特定時の真正性確認のために保有 ・連絡先:対象者が特定できなかった場合の連絡先として保有 ・国税関係情報、地方税関係情報:賦課実施のための根拠 ・生活保護関係情報、障害者関係情報:正確な賦課実施のための判断情報として保有 ・年金特徴関係情報:年金特徴を行うかの判定や年金特徴の天引き判定するために保有 ・技術的事項:正確な賦課実施のためにエラーコードを保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	財政部 市民税課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 (生活保護課) [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金保険者等) [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、他機関) [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 (各給与取扱法人等) [<input type="checkbox"/>] その他 ()

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項3		バックアップシステムの構築	
①委託内容		システム障害に備えた代替システム(ダウンリカバリーシステム)の構築	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社RKKコンピューターサービス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項4		eLTAXの運用管理	
①委託内容		eLTAXの運用管理に関する委託	
②委託先における取扱者数		[50人以上100人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社TKC	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項5		給与支払報告書データパンチの委託	
①委託内容		給与支払報告書データパンチの委託	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		NDSデータソリューションズ 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (59) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (26) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	年金支払者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号 地方税法第321条の7の2
②提供先における用途	年金特徴回付情報に個人番号が付与されるため、その個人番号を使用して個人特定を行う。
③提供する情報	年金特別徴収情報(依頼情報・天引結果情報・中止情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金特別徴収の候補者として送られてきた対象者全件
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (eLTAX)
⑦時期・頻度	毎月1回及び定期
提供先2～5	
提供先2	税務署
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 地方税法317条
②提供先における用途	扶養是正等が発生した際に作成する税務署連絡せんに記載された個人番号をもとに個人特定を行う。
③提供する情報	税務署連絡せん
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国税連携)
⑦時期・頻度	毎月1回(随時)
提供先3	給与支払者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号 地方税法第321条の4
②提供先における用途	特徴税額通知書に記載された個人番号をもとに個人特定を行う。
③提供する情報	特徴税額通知書
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	

⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [○] フラッシュメモリ [○] その他 (eLTAX)	[] 専用線 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	随時	
提供先4	番号法第19条第7号 別表第2に定める情報照会者(別紙1を参照)	
①法令上の根拠	(別紙1)提供先一覧に記載	
②提供先における用途	(別紙1)提供先一覧に記載	
③提供する情報	(別紙1)提供先一覧に記載	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(別紙1)提供先一覧に記載	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	(別紙1)提供先一覧に記載	
提供先5		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		

移転先1	番号法第9条第1項 別表第1に定める情報照会者(別紙2を参照)	
①法令上の根拠	(別紙2)移転先一覧に記載	
②移転先における用途	(別紙2)移転先一覧に記載	
③移転する情報	(別紙2)移転先一覧に記載	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(別紙2)移転先一覧に記載	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	(別紙2)移転先一覧に記載	
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退館を管理している建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管 ・サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要 ・電子記録媒体、紙の資料等については、施錠できる場所に保管 ・事務フローを定め、適正な保管・消去の徹底 	
7. 備考		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 当初資料ファイル、2. 障害者関係ファイル、3. 生活保護関係ファイル、4. 年金特徴ファイル、5. 課税台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。 ・書面を本人に送付する際、何のための書面か、松本市でどのように利用するか記載した書面を同封している。 ・市内または他市町村から入手する際、何のための書面か、松本市でどのように利用するか記載し返信していただく。 ・納税義務者の申告書を受理する際に、本人以外の情報が記入されていないか、また、必要最小限の所得、所得控除情報以外の情報が記入されていないかチェックを行う。 ・eLTAXシステム・国税連携システム及び、郵送で提出された課税資料について、本市の課税対象者以外の課税資料が存在した場合は、該当市区町村を調査した上で回送処理を実施している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・入手した個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する対策はシステムにて氏名・生年月日でのマッチングを行う。一致しない対象については提出元への連絡等により確認する。 ・個人番号入力時にモジュラスチェック等のCDチェックを行って、不適切な情報を入力すると、メッセージが出るとともに更新ができないようになっている。 ・入手した個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する対策は書面の場合は、本人から直接署名を受け取ることを原則とし、郵送の場合は市役所住所を明記して、当該住所宛に返送するよう説明する。 ・不適切な方法で入手が行われるリスク <ul style="list-style-type: none"> ①システムについては、アクセス制限(ID・パスワード・カード認証)を実施しており、特定の端末及び事務取扱担当者からのみの利用許可とする。 ②システムの利用状況については、ログで記録する。 ③取扱い区域は、入退室管理簿により、事務取扱担当者以外の入室制限及び、入退室者を記録する。 ④事務取扱担当者に対し、特定個人情報の適正な取扱いについての研修を、年1回実施する。 ・入手の際に漏えい・紛失するリスク <ul style="list-style-type: none"> ①名簿を作成し記録する。 ②移動等に関しては、鍵付きのカバンを使用し、職員2名以上で業務を行う。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	市県民税システムでは権限の管理を行っており、番号制度の事務実施者以外は個人番号を参照できないように制御をおこなっている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員・派遣者・委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者・不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、ID・パスワード及びカード認証による認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。
その他の措置の内容	・パスワードは180日ごとに変更するようにシステムでの制御を行っている。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導する。 		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったときまたは要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる ・特定個人情報保護評価を行った上で、基礎項目評価書様式に基づく報告書を発注者に対して、およそ一年毎に提出しなければならない ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる ・再委託の許諾 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行うことは認めていないため、担保していない	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・委託先の情報保護管理体制に不備があるリスクに対する措置 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、必要な選定基準を設けて委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託後も委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託先に対して、基礎項目評価書様式に基づく報告書の提出を求める。 ・委託先作業者が情報の不正取得をするリスクに対する措置 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つ作業者は必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のID管理を厳格に行い、システム上での操作を制限する。 閲覧／更新の操作履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・意図に反した委託先の行為により適切な取扱いを損なうリスクへの措置 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 		

リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置></p> <p>①番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p>②番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>③番号連携サーバーと自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p><番号連携サーバーの運用における措置></p> <p>①番号連携サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号利用法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>

<p>②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>	
<p>再発防止策の内容</p>	
<p>その他の措置の内容</p>	<p>・データバックアップを毎日実施し、システムへのアクセスはID・パスワード・カード認証による認証を必要とする。 ・使用するサーバー及び端末には、ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新をしている。 ・停電によるデータの消失を防ぐためUPSを導入している。 ・バックアップ媒体、紙媒体については、施錠管理を行っている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 特定個人情報については市民の申告、税務署から情報等に基づき、管理情報を更新している。</p> <p>・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。</p>	
<p>8. 監査</p>	
<p>実施の有無</p>	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査</p>
<p>9. 従業員に対する教育・啓発</p>	
<p>従業員に対する教育・啓発</p>	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p>・職員に対しては、課内に情報管理者を指名し、随時指導・啓発を行っている。 ・全庁的な個人情報保護に関する研修の受講を積極的に受講している。 ・委託事業者に対しては、秘密保持に関する条項を含んだ契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる旨、啓発を行っている。 ・事務取扱職員による取扱い区域・管理区域への携帯電話等の持込み・使用制限については、業務で使用しているため、持込み制限を実施せず、研修を通じて適正な使用について指導している。 ・全庁的な研修として、情報セキュリティを担当する職員については、年に1回以上庁内の集合研修を実施している他、所属長等についても情報セキュリティ研修を受講している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 財政部市民税課
②請求方法	松本市個人情報保護条例の規定により開示・訂正・削除・中止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	「1.①請求先」と同じ
②対応方法	

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年1月29日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	平成30年9月26日
②方法	(株)アスラボによる実地監査
③結果	重大な指摘事項はありませんでした。軽微な指摘事項について5件報告を受けました。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月11日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容		⑫寄附金税額控除に係る申告特例通知書の受理	事後	その他の項目の変更(追加)
平成28年5月11日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	藤野 一男	河内 正弘	事後	その他の項目の変更
平成28年5月11日	II 特定個人情報 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施機関内の他部署(障害・生活支援課)	評価実施機関内の他部署(生活保護課)	事後	その他の項目の変更
平成28年5月11日	II 特定個人情報 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 別紙2	5 健康福祉部 障害・生活支援課(略) 17 健康福祉部 障害・生活支援課(略) 23 健康福祉部 障害・生活支援課	5 健康福祉部 生活保護課(略) 17 健康福祉部 障害福祉課(略) 23 健康福祉部 障害福祉課	事後	その他の項目の変更
平成28年5月11日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 1. 当初資料ファイル		(5)寄附金税額控除に伴う申告特例通知書 ・パンチ生年月日・パンチ氏名かな・生年月日 ・氏名かな・資料番号範囲・宛名番号 ・冊号範囲・連番範囲・寄附金	事後	その他の項目の変更(追加)
平成28年5月11日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 5. 課税台帳ファイル	(1)課税情報 ・宛名番号・年度分(略) ・生命保険_介護保険	(1)課税情報 ・宛名番号・年度分(略) ・生命保険_介護保険・ワンストップ寄附金	事後	その他の項目の変更
平成29年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	河内 正弘	小口 眞	事後	その他の項目の変更
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	1. 当初資料ファイル(略) 5. 課税台帳ファイル	1. 当初資料ファイル(略) 5. 課税台帳ファイル 6. 事業所情報ファイル	事後	その他の項目の変更(追加)

平成29年4月1日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 1. 当初資料ファイル	(1)給与支払報告書 ・宛名番号 (略) ・資料に記載された個人番号 ・年度分	(1)給与支払報告書 ・宛名番号 (略) ・資料に記載された個人番号 ・住宅借入金等特別控除適用数 ・非居住者である親族の数 ・控除対象扶養親族の欄外記載有無 ・16歳未満扶養親族の欄外記載有無 ・パンチイメージ番号 ・年度分	事後	その他の項目の変更(追加)
平成29年4月1日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 1. 当初資料ファイル	(2)年金支払報告書 ・宛名番号 (略) ・資料に記載された個人番号 ・年度分	(2)年金支払報告書 ・宛名番号 (略) ・資料に記載された個人番号 ・非居住者である親族の数 ・パンチイメージ番号 ・年度分	事後	その他の項目の変更(追加)
平成29年4月1日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 1. 当初資料ファイル	(3)確定申告書、住民税申告書 ・宛名番号 (略) ・資料に記載された個人番号 ・年度分	(3)確定申告書、住民税申告書 ・宛名番号 (略) ・資料に記載された個人番号 ・医療費の支払額 ・金額予備項目16 ・金額予備項目17 ・金額予備項目19 ・金額予備項目18 ・金額予備項目20 ・年度分	事後	その他の項目の変更(追加)
平成29年4月1日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 1. 当初資料ファイル	(5)寄附金税額控除に伴う申告特例通知書 ・パンチ生年月日 (略) ・寄附先 ・パンチ氏名かな ・年度分	(5)寄附金税額控除に伴う申告特例通知書 ・パンチ生年月日 (略) ・寄附先 ・パンチ氏名かな ・年度分 ・算定団体コード ・パンチ性別 ・入力日 ・作成日 ・更新時間 ・更新端末番号 ・処理コード ・合計寄附金額 ・算入強制区分 ・更新日 ・更新職員宛名番号	事後	その他の項目の変更(追加)
平成29年4月1日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 1. 当初資料ファイル		(6)記載番号情報 ・宛名番号 ・処理コード ・記載順 ・更新日 ・更新職員宛名番号 ・更新端末番号 ・年度分 ・合算区分 ・記載個人番号 ・更新時間 ・バッチ連番 ・対象区分 ・作成日	事後	その他の項目の変更(追加)

平成29年4月1日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 4. 年金特徴ファイル	(1)年金特徴対象者情報 ・捕捉年度 ・宛名番号 (略) ・更新端末番号	(1)年金特徴対象者情報 ・捕捉年度 ・宛名番号 (略) ・更新端末番号 ・各種金額4 ・各種金額5 ・各種金額6 ・各種金額7 ・各種金額8 ・停止年月 ・個人番号	事後	その他の項目の変更(追加)
平成29年4月1日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 4. 年金特徴ファイル	(2)年金特徴受理情報(天引結果、中止結果) ・捕捉年度 ・依頼周期 (略) ・個人番号	(2)年金特徴受理情報(天引結果、中止結果) ・捕捉年度 ・依頼周期 (略) ・個人番号 ・各種金額4 ・各種金額5 ・各種金額6 ・各種金額7 ・各種金額8 ・停止年月	事後	その他の項目の変更(追加)
平成29年4月1日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 5. 課税台帳ファイル	(1)課税情報 ・宛名番号 ・年度分 (略) ・ワンストップ寄附金	(1)課税情報 ・宛名番号 ・年度分 (略) ・ワンストップ寄附金 ・医療費の支払額 ・金額予備項目16 ・金額予備項目17 ・金額予備項目18 ・金額予備項目19 ・金額予備項目20	事後	その他の項目の変更(追加)
平成29年4月1日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 6. 事業所情報ファイル		(1)事業所情報 ・科目コード ・科目詳細コード ・宛名番号 ・大分類コード ・中分類コード ・小分類コード ・納付書出力区分 ・事業所ソート区分 ・連絡先 ・作成日 ・更新日 ・更新時間 ・更新職員宛名番号 ・更新端末番号 ・共済区分 ・公務員区分 ・納期特例区分 ・総括はがき作成区 分 ・郵便作成区分 ・国番 ・事業者所予備1 ・普徴義務者区分 ・事業者所予備3 ・義務者取消区分 ・個人事業主一人番号	事後	その他の項目の変更(追加)
平成31年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当 部署 ② 所属長	市民税課長 小口 眞	市民税課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)が改正されたため
令和2年4月1日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 1. 当初資料ファイル (3) 確定申告書、住民税申告書	寄附金(ふるさと納税) 寄附金(共同募金・日赤支部)	寄附金(市区町村、都道府県分【特例控除対象】) 寄附金(共同募金・日赤支部、市区町村、都道府 県分【特例控除対象外】)	事前	その他の項目の変更

令和2年4月1日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 1. 課税台帳ファイル (1) 課税情報	寄附金(ふるさと納税) 寄附金(共同募金・日赤支部)	寄附金(市区町村、都道府県分【特例控除対象】) 寄附金(共同募金・日赤支部、市区町村、都道府 県分【特例控除対象外】)	事前	その他の項目の変更
令和3年1月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠		20,38,53,85の2	事後	評価の実施
令和3年1月29日	Ⅲ リスク対策 2.目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		・eLTAXシステム・国税連携システム及び、郵送で提出された課税資料について、本市の課税対象者以外の課税資料が存在した場合は、該当市区町村を調査した上で回送処理を実施している。	事後	評価の実施
令和3年1月29日	Ⅲ リスク対策 2.目的外の入手が行われるリスク 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		・不適切な方法で入手が行われるリスク ①システムについては、アクセス制限(ID・パスワード・カード認証)を実施しており、特定の端末及び事務取扱担当者からのみの利用許可とする。 ②システムの利用状況については、ログで記録する。 ③取扱い区域は、入退室管理簿により、事務取扱担当者以外の入室制限及び、入退室者を記録する。 ④事務取扱担当者に対し、特定個人情報の適正な取扱いについての研修を、年1回実施する。 ・入手の際に漏えい・紛失するリスク ①名簿を作成し記録する。 ②移動等に関しては、鍵付きのカバンを使用し、職員2名以上で業務を行う。	事後	評価の実施
令和3年1月29日	Ⅲ リスク対策 2.特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	IDとパスワードによる認証を行っている。	ID・パスワード及びカード認証による認証を行っている。	事後	評価の実施
令和3年1月29日	Ⅲ リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 規程の内容	・個人情報の取扱いについてチェックを行った上で契約満了時に報告をする	・特定個人情報保護評価を行った上で、基礎項目評価書様式に基づく報告書を発注者に対して、おおよそ一年毎に提出しなければならない	事後	評価の実施

令和3年1月29日	Ⅲ リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		委託先に対して、基礎項目評価書様式に基づく報告書の提出を求める。	事後	評価の実施
令和3年1月29日	Ⅲ リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び		事後	評価の実施
令和3年1月29日	Ⅲ リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 業務システムから媒体へ出力する必要がある場合には、許可された職員を限定し、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 ①業務システムから媒体へ出力する必要がある場合には、許可された事務取扱担当者を限定し、利用状況についてログで記録する。 ②名簿を作成し、記録する。 ③移動等に関しては、鍵付きのカバンを使用し、職員2名以上で業務を行う。 ④取扱い区域は、入退室管理簿により、事務取扱担当者以外の入室制限及び、入退室者を記録する。	事後	評価の実施
令和3年1月29日	Ⅲ リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去その他の措置の内容	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の個別入退室管理が施された部屋に設置した装置内にデータを保管する。装置へのアクセスはID/パスワードによる認証を必要とする。	システムへのアクセスはID・パスワード・カード認証による認証を必要とする。	事後	評価の実施
令和3年1月29日	Ⅲ リスク対策 9.従業員に対する教育・啓発具体的な方法	・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。	・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる旨、啓発を行っている。 ・事務取扱職員による取扱い区域・管理区域への携帯電話等の持込み・使用制限については、業務で使用しているため、持込み制限を実施せず、研修を通じて適正な使用について指導している。	事後	評価の実施
令和3年1月29日	V 評価実施手続 3.第三者点検【任意】 ①実施日 ②方法 ③結果	平成27年10月28日 松本市個人情報保護制度審議会による第三者点検を実施 主な意見 多数の職員が、個人番号を取り扱うので、研修等を行い、一層の安全管理に努めて欲しい。	平成30年9月26日 (株)アスラボによる実地監査 重大な指摘事項はありませんでした。軽微な指摘事項について5件報告を受けました。	事後	評価の実施

令和3年1月29日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 1. 当初資料ファイル (1)給与支払報告書		<ul style="list-style-type: none"> ・摘要欄 ・給与__所得金額調整控除額 ・控除__基礎 ・本人__ひとり親 	事後	その他の項目の変更(追加)
令和3年1月29日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 1. 当初資料ファイル (3)確定申告書、住民税申告		<ul style="list-style-type: none"> ・給与__所得金額調整控除適用区分 ・給与__所得金額調整控除額 ・本人__ひとり親 ・内)収入__その他雑 ・内)収入__業務雑 ・内)所得__その他雑 ・内)所得__業務雑 	事後	その他の項目の変更(追加)
令和3年1月29日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 1. 課税台帳ファイル (1)課税情報		<ul style="list-style-type: none"> ・給与__所得金額調整控除適用区分 ・給与__所得金額調整控除額 ・本人__ひとり親 ・内)収入__その他雑 ・内)収入__業務雑 ・内)所得__その他雑 ・内)所得__業務雑 	事後	その他の項目の変更(追加)
令和3年1月29日	V 評価実施手続 3.基礎項目評価 ①実施日	平成27年9月8日	令和3年1月29日	事後	評価の実施
令和4年1月14日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 1. 当初資料ファイル (2)年金支払報告書		本人__ひとり親	事後	その他の項目の変更(追加)
令和4年1月14日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 1. 当初資料ファイル (3)確定申告書、住民税申告	金額予備項目18	配当・株式等譲渡の申告不要制度適用区分	事後	その他の項目の変更
令和4年1月14日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目 1. 課税台帳ファイル (1)課税情報	金額予備項目18	配当・株式等譲渡の申告不要制度適用区分	事後	その他の項目の変更